

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
(当たると翌日)

規則

目次

◆規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆告示

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

◆告示

青少年に有害な図書類の指定

保険医等の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

大規模小売店舗における小商業の事業活動について調整、
が行われることがある旨の告示

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の
額の一部改正

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定（七件）

土地改良事業計画の変更の適否の決定

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

◆公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

職業訓練法による技能検定の実施

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部をここに公布
する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県規則第六十六号

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二

号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 市町村の区域内の一定の地域について自然的経済的条件に応じ一体と
して農業の振興を図るために作成された農産物の生産の転換、農用地の農
業上の利用の増進その他当該地域の農業の再編整備に関する計画で昭和
六十一年三月三十一日までに知事の承認を受けたものに即して行われる
事業に必要な資金であつて別表の農業近代化資金の種類の欄に掲げる資

金のうち知事が定めるものに該当するものについての第一条の規定の適用については、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「年三ペーセント」とあるのは「年四ペーセント」と、「年一ペーセント」とあるのは「年三ペーセント」と、「年一ペーセント」とあるのは「年一ペーセント」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に著しい変動を生じた場合において、請負代金の額が不適当となつたと認めるときは、前三項の規定によるほか、それぞれ相手方に對し、協議により当該請負代金の額を適當な額に変更することを求めることが可能である。

- 5 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに同項の適當な額の算定の方法は、設計図書で定め。

附 則

この規則は、昭和五十六年九月二十一日から施行する。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

告白 示

鳥取県告示第八百十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十七号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）

の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「物価」を「物価等」に改め、同条第三項中「本条の規定」を「この条の規定（第四項の規定を除く。）」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 知事又は請負者は、工期内に特別な要因により主要な工事材料の価格

指定期	種別	図書			表示された発行所名
		題	号	発行	
214	雑誌その他の刊行物	特写 SCENE	456	TS-10	アリス・ダミー
			No.12	X-O	

日曜金 11月9年56和昭3

215	"	少女白書 創刊②	SH-10	トライビジョン	231	"	強烈指姦 未通女	B H-7	旋K A Z E 風
216	"	白肌を縛れ いたづら誘拐	B H-1	八月書房	232	"	ヌメヌメの愛液 SUMMER LOVE UP エロス 10号	E P-10	糊アツプル社
217	"	ガール & ガール Vol.52	G-10	株式会社アリス出 版	233	"	局部アツプ 小夜子の恥部 局部アツプ	B H-6	アリス出版
218	"	月刊 ナイトラブ NL10 Night Love 10 №61	NL10	糊アツプル社	234	"	局部に迫る！	O Y-2	糊目黒川書房
219	"	恥部 純心	B H- ヨ1	ZELDA出版	235	"	E R E C T M A G A Z I N E エレクトマガジン	E R-10	ビケン
220	"	ai ai あい あい	—	神田草麿書林	236	"	女の手帖 第10号	O T-10	土曜出版社
221	"	Letaile Pitante 創刊第0号 レトワールファイランセ 《流れ星》	—	株式会社明治出版	237	"	秘部交接	O Y-3	糊目黒川書房
222	"	J I N J I N VOL. 2	F 2-1	糊大共社	238	"	青玉サファイヤ	303478 完	糊グリーン企画版
223	"	純愛	—	オレンジ出版	239	"	愛蜜少女	O Y-1	糊目黒川書房
224	"	旅立ち	—	有限会社P A L同 人	240	"	裸のコアラ	—	糊大昭和出版販売
225	"	風の伝説 創刊号	—	クイーン出版	241	"	女高生コース 色絵日記	—	トータルブック
226	"	発情期	B H- ト3	Do企画	242	"	ラブリーギヤル	—	糊ひかり書房
227	"	女情報	O J-10	土曜出版社	243	"	酸漿 ほうずき	303487 完	糊グリーン企画版
228	"	フォトジェニカ 第2号	F J-10	海鳴書房	244	"	ピンキーギャル	—	糊ひかり書房
229	"	性器観察 裸写 麻衣子	B H- テ8	糊アリス出版	245	"	性愛期 冒解女	B G- ツ9	旋風
230	"	夜這いテント村 射精	B H- ト2	糊アリス出版	246	"	扉をひらいて！	E 1 L 2	H O T • D O G

昭和56年9月11日 金曜日

報 公 県 取 鳥

247	"	局部挿入ネネ増刊 少女の自慰	NN10	アップル社
248	"	SCREW スクリュー 少女の花汁	SK-10	トライビジョン
249	"	◎最前線痴情 ◎最前線痴情 Vol.14	H-10	樹アリス出版
250	"	素肌	303491	樹アリス企画版 壳
251	"	輪姦症告白 淫姦症告白	68-3	有限会社現世社
252	"	しんたい検査	B.H- ト7	Do企画
253	"	女子高生レポート 女子高生の下着	RZ-10	樹アップル社
254	"	秘写 TABOO	HT-10	トライビジョン
255	"	恥辱 少女時代	B.H- ト0	-

鳥取県知事第八百一十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一年）

第十四条の三第一項の規定に基いて、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定による告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 二

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十六年九月五日	足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五—六四

昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定による告示である。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 二

鳥取県知事第八百一十一号
次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行わ

5 昭和56年9月11日 金曜日

ることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社日ノ丸ストア	日ノ丸ストア吉成店	鳥取市吉成七七九

鳥取県告示第八百二十三号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十六号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実技試験の表中

「放電加工」

「金放

鳥取県告示第八百二十四号

昭和五十六年七月三日付けで米子市尾高一七五九番地一佐陀川右岸土地改良区から申請のあつた泉地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり

円 一 万 千 円 を	か わ ら ぶ き 一 万一千円 を	和 葉 子 製 造 一 万一千円 に、
設 備 施 工	浴 そ う 設 備 施 工	ハム・ソーセージ製造 一 万一千円 を
フ ラ ワ ー 装 飾	写 真 一 万一千円 を	わ く 組 壁 建 築 一 万一千円 を
ニ 改 め る。	厨 房	か わ ら ぶ き 一 万一千円 に、
		和 葉 子 製 造 一 万一千円 に、

昭和56年9月11日 金曜日

鳥取県公報

告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年九月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第二工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十六年九月十二日から二十日間三 縦覧に供する場所
米子市役所、会見町役場及び西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百二十六号

昭和五十六年六月十八日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（白地區ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

7 昭和56年9月11日 金曜日

鳥取県公報

第5289号

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十七号

昭和五十六年七月十日付けで関金町から申請のあつた土地改良（安歩地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十八号

昭和五十六年七月十五日付けで関金町から申請のあつた土地改良（堀地区農地造成）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十六年九月十二日から二十日間

縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十九号

昭和五十六年七月十七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（上山手地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和56年9月11日 金曜日

鳥取県公報

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十号

昭和五十六年七月十八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（高橋

地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十六年九月十一日

三 縦覧に供する場所
三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十一号

昭和五十六年七月二十四日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（高山）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
佐治村役場

9 昭和56年9月11日 金曜日

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十二号

昭和五十六年七月二十七日付けで中山町から申請のあつた土地改良（住吉地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平林鴻

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十三号

昭和五十六年六月五日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（末用地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平林鴻

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年九月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字樺保木九七七の一（次の図に示す部分に限
る。）、九七六の一、九七九の七、九七九の八

二 保安林として指定された目的

三 なだれの危険の防止

四 解除の理由

五 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

1 千事の防備	11 解除の理由
農道用地及び土地改良事業用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)	

高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和56年度下期高压ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和56年9月11日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

1 期日

昭和56年11月29日（日）

2 場所

倉吉市山根529番地2 烏取県立倉吉体育文化会館

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
乙種化学責任者	高压ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
免状による試験	高压ガスの製造に必要な化学に関する通	10時45分から

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字大谷字白水橋野一八一九の二（次の図に示す部分に限
る。）、字大ナル一〇〇〇〇一、一〇〇〇〇二
- 二 保安林として指定された目的

昭和56年9月11日 金曜日

第5289号

報公獣取

常の保安管理の技術	12時15分まで	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	13時から 15時まで
高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時から 15時まで	第三種冷凍機械 高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
乙種機械責任者 免状による試験	9時30分から 10時30分まで	責任者免状に係る試験 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	10時45分から 12時15分まで
高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで	常の保安管理の技術 基礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
高压ガスの製造に必要な通常の機械工学 免状による試験	13時から 15時まで	高压ガスの製造に必要な通常の機械工学 高压ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
丙種化学責任者 免状による試験	9時30分から 10時30分まで	高压ガスの製造に必要な通常の機械工学 高压ガス取締法に係る法令	13時から 15時まで
波化石油ガスの製造に必要な通常の保安 管理の技術 (特別試験科目を申請した者 にあっては、高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術)	10時45分から 12時15分まで	波化石油ガスの製造に必要な通常の応用 化学及び基礎的な機械工学 (特別試験科 目を申請した者にあっては、高圧ガスの 製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎 的な機械工学)	13時から 15時まで
第二種冷凍機械 責任者免状による試験	9時30分から 10時30分まで	高压ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通 常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガ
ス協会各支部、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安
協議会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のものを受
験願書の所定欄に貼り付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し (高圧ガス取締法第31条
第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法
(1) 手数料

県立公認試験

日課金 11月9年56年昭

乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者に係る試験 2,800円
丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けで納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和56年9月21日(月)から同月30日(水)まで(郵送の場合は、昭和56年9月30日までの消印があるものは、有効とする。)

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

日課金 11月9年56年昭

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和56年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和56年9月11日

鳥取県知事 平林鴻三

1 実施する検定職種

造園、鋳造、金型製作、板金、機械検査、車両整備、時計修理、農芸機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、和裁、寝具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、石工、洋菓子製造、和菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、配管、浴そう設備施工、型わく施工、鉄筋組立て、防水施工、床仕上げ施工、カーテン施工、熱絶縁施工、ガラス施工、機械製図、電気製図、表装及び塗装

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。
ただし、浴そう設備施工については、等級を分けないで行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期間

昭和56年12月10日(木)から昭和57年2月28日(日)までの間に
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和56年11月30日(月)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

日曜金 曜日 11月 9年 56 昭和

鳥取県公職

検定職種ごとに次の期日に行う。

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内
鳥取県職業能力開発協会（電話鳥取22-3494）

検定職種	実施期日
機械検査、時計修理、農業機械整備、和裁、寝具製作、紙器・段ボール箱製造、石工、洋菓子製造、和菓子製造及び建築大工	昭和57年1月17日

(3) 受付期間	昭和56年10月8日（木）から同年10月27日（火）まで（郵送による場合は、昭和56年10月27日までの消印のあるものに限る。）																		
(4) 受検申請に関する注意	<p>ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。</p> <p>なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつたもの）を同封して行うこと。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。</p>																		
6 受検手数料及びその納付方法等	<p>(1) 受検手数料</p> <p>ア 実技試験の受検手数料</p> <table> <thead> <tr> <th>検定職種</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造鍛金型製作</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>機械検査修理</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>機械車両整備</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>農業機械整備</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>時計修理</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>洋菓子製作</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>和菓子製作</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>石工</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	手数料 (円)	造鍛金型製作	10,000	機械検査修理	11,000	機械車両整備	11,000	農業機械整備	9,000	時計修理	8,000	洋菓子製作	10,000	和菓子製作	11,000	石工	9,000
検定職種	手数料 (円)																		
造鍛金型製作	10,000																		
機械検査修理	11,000																		
機械車両整備	11,000																		
農業機械整備	9,000																		
時計修理	8,000																		
洋菓子製作	10,000																		
和菓子製作	11,000																		
石工	9,000																		

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5

受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面。

(2) 提出先

鳥取県公報

昭和56年9月11日 金曜日

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和57年3月19日（金）書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を、昭和57年3月19日（金）の県公報に登載するとともに、合格者には、合格証書を交付する。

その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。